

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可(二件)……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………(環境局総務部環境政策課)……………
- 救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………
- ……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………
- 貸金業法による行政処分……………
- ……………(産業労働局金融部貸金業対策課)……………
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………
- 東京消防庁許認可等事務の標準処理期間に関する規程……………(東京消防庁)……………

告示

- 東京都告示第千二百十号
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき福生都市計画緑地事業を認可したので、

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年八月一日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 羽村市

二 都市計画事業の種類及び名称 福生都市計画緑地事業第四号加美緑地

三 事業施行期間 平成二十九年八月一日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地 羽村市羽西一丁目地内

取用の部分 使用の部分 なし

●東京都告示第千二百十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年八月一日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 杉並区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第四・四・十 八号下高井戸公園

三 事業施行期間 平成二十九年八月一日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地 杉並区下高井戸二丁目地内

取用の部分 使用の部分 なし

●東京都告示第千二百十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月一日

東京都知事 小池 百合子

名称 変更 変更前 変更後 変更年月日

ビユー	住所	神奈川県横 神奈川県横	平成二十九年
ローベ		浜市中央区山 浜市中央区山	八月一日
リタス		下町一番地	下町二十二番地
ジャパ			
ン株式			
会社			

●東京都告示第千二百十三号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月一日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社村尾組

代表取締役 村尾 浩代

福生市大字福生千二百十三番地

二 対象事業の名称及び種類

株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業
土石の採取

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、青梅市成木において、採石事業を行っている株式会社村尾組が、今後二十年間の具体的な採掘計画を立案し、採掘区域を拡張して、事業を継続するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、地形・地質、水循環、生物・生態系、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十九年八月一日から同月十五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 青梅市環境部環境政策課
- イ 青梅市東青梅一丁目十一番地の一
- ウ 東京都環境局総務部環境政策課
- エ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階
- オ 東京都多摩環境事務所管理課
- カ 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

事業計画の内容や環境影響評価調査計画書に係る知事の審査意見書および都民の意見書等を勘案して予測・評価項目を検討・選定し、現地調査を実施した上で対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>(1) 一般環境大気 事業区域から発生する粉じん(降下ばいじん)は、事業者手～1年後の採掘作業の重機台数は現況と変わらないほか、粉じんの発生源となる施設および関連車両も変わらず、また今後とも継続して粉じん防止対策を講じていくことから、粉じん発生の変化の程度は少ないと考える。また、1年後～5年後、5年後～10年後、10年後～15年後、15年後～20年後についても、事業者手～1年後と同様に重機台数等は現況と変わらないことから、粉じん発生の変化の程度は少ないと考える。したがって、事業区域周辺の環境大気は現況と同程度と予測され、評価の指標とした「現況を悪化させない」ことを満足すると考える。</p> <p>(2) 沿道大気 沿道大気の予測地点における将来交通量は、事業者手～1年後、1年後～5年後、5年後～10年後、10年後～15年後、15年後～20年後まで、いずれも現況と変わらないと考えられる。 したがって、沿道大気は現況と同程度と予測され、評価の指標とした「現況を悪化させない」ことを満足すると考える。</p>
2. 騒音・振動	<p>(1) 採掘に伴い発生する発破騒音・振動レベル 発破騒音レベルは、敷地境界で最大45dB、最寄り民家で最大44dBと予測され、評価の指標とした環境確保条件に基づく「工場及び指定作業場に適用する規制基準」(昼間50dB)を下回る。 発破振動レベルは、敷地境界で最大55dB、最寄り民家で最大55dBと予測され、評価の指標とした環境確保条件に基づく「工場及び指定作業場に適用する規制基準」(昼間60dB)を下回る。</p> <p>(2) 破砕・選別時に発生する工場騒音・振動レベル 工場騒音レベルは、敷地境界で最大47dB、最寄り民家で最大49dBと予測され、評価の指標とした環境確保条件に基づく「工場及び指定作業場に適用する規制基準」(昼間50dB)を下回る。 工場振動レベルは、敷地境界で37dB、最寄り民家で31dBと予測され、評価の指標とした環境確保条件に基づく「工場及び指定作業場に適用する規制基準」(昼間60dB)を下回る。</p> <p>(3) 採掘に伴い発生する重機騒音・振動レベル 重機騒音レベルは、敷地境界で最大45dB、最寄り民家で最大49dBと予測され、評価の指標とした「工場及び指定作業場に適用する規制基準」(昼間50dB)を下回る。</p> <p>(4) 出荷トラックの走行により発生する道路交通騒音・振動レベル 道路交通騒音レベルは、昼間64dB、夜間53dBと予測され、評価の指標とした環境確保条件に基づく「騒音に係る環境基準について」(昼間65dB、夜間60dB)を下回る。道路交通振動レベルは、25dB未満と予測され、評価の指標とした環境確保条件に基づく「日常生活等に適用する規制基準」(昼間60dB、夜間55dB)を下回る。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 水質汚濁	<p>平水時（無降雨時）は、事業区域からの雨水は成木川へは放流されない。降水時の各予測時点におけるSSは、通常降雨時については5mg/Lと予測され、評価の指標である25mg/Lを下回る。</p> <p>また、強雨時については、想定される最大の予測条件であっても35mg/Lと予測され、評価の指標である25mg/Lを上回るが、放流前の河川水質の0.4mg/Lとほとんど変わらないことから本事業区域からの増加分はわずかであると考ええる。</p>
4. 地形・地質	<p>事業着手20年後の土地の安定性の変化の程度について、斜面の安定性および土石・転石ともに採掘に伴う土地の安定性の変化の程度は軽微であると予測された。さらに、環境影響をできる限り回避または低減することを目的とし、事業実施段階の環境保全措置として、落石防止ネットやしがら柵を設置することから、周辺への影響はほとんど生じないと考えられる。</p> <p>したがって、評価の指標とした「事業着手20年後の土地の安定性が確保されていること」を満足すると考える。</p>
5. 水循環	<p>河川の流量および流速の変化の程度について、湧水時における成木川の事業区域より上流側では、本事業の改変がないとともに、改変に伴う他の開発がないことと流量の減少はないと考える。下流側では、分布型降雨流出モデルより流量の減少はないと予測される。さらに、環境保全措置として、緑地管理計画により残留緑地、回復緑地、植栽緑地を設けて、降雨の涵養を可能な限り保つことと、湧水時に成木川の下流域への流量と流速に与える影響はほとんどないと考える。</p> <p>降水時における流量と流速は、新たな採掘区域において、降雨直後の流出係数が増し流出量が增大するが、十分な容量の洪水調整池・沈砂池を整備して一時貯留を行い、下流河川への放流量を調整することで、下流側の安全性は保たれると予測される。さらに、定期的に洪水調整池・沈砂池の土砂を浚うことにより、その機能維持を最大限に行うことから、影響はほとんどないと考える。</p> <p>したがって、評価の指標とした「河川等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>
6. 生物・生態系	<p>採掘区域では採掘の進行に伴い、合計5,70haの植物群落とそこに生息する動物種等の繁栄、採掘、休息場が消失、縮小する。一方、残留緑地23,24haは、事業着手以前とほぼ同様に保全し、さらにスギ・ヒノキ植林の一部は広葉樹中心の混交林に林相転換する。また採掘後の犬走り部および盛土造成部等では、在来種や肥料木を中心とした植栽（7,86ha）を行い、将来的に樹林環境を確保する。さらに、影響をうける注目される植物種は、移植等により保全する。</p> <p>洪水調整池・沈砂池を繁殖地とする注目される種のモリアオガエルは、繁殖期の土砂浚渫を避けることにより保全する。また、河川や沢の水環境は、事業区域内からの土砂、汚濁水を適切に処理することにより、事業着手以前とほぼ同様に維持する。これらにより、動植物種等の生息（育）環境の保全や質の向上等が図られる。</p> <p>したがって、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 景観	<p>事業実施による採掘範囲の植生および地形の改変や、スカイラインの変化や新たな残壁面が出現することによって、眺望ポイントも存在する。しかし、事業区域を見渡せる範囲は非常に限られること、採掘終了後に犬走り部等の速やかな緑化による植生回復等の対策を実施することから、周辺の景色との違和感はある範囲で低減され、地域景観の特性は維持されることが考えられる。したがって、評価の指標とした「地域景観の特性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>
8. 廃棄物	<p>(1) 伐採樹木の発生量 既事業区域では、伐採木の約6割をチップ化による肥料等、約3割を建築用資材や木材製品の原材料等、残りをしがら柵やシイタケ原木、薪等として有効活用を図っている。既事業と同様に、本事業で発生した伐採木も引き続き有効活用を図るものとする。</p> <p>(2) 廃土・廃石の発生量 発生する廃土・廃石のうち良質な表土は、犬走り部や平坦部の植栽緑地の客土として利用するといった有効利用をできる限り行い、その他の廃土・廃石は基本的に事業区域内に堆積又は埋め立てを行う。また砕石製造工程で発生する脱水ケーキは、すべて事業区域内で埋土材として活用する。</p> <p>(3) その他の廃棄物の発生量 事務所等から発生する廃棄物は現況と同程度である。また、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、空き缶等を分別することによりリサイクルを促進する。「事業者の責務」を満足すると考える。</p>
9. 温室効果ガス	<p>当該事業所は平成24年に東京都における「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」における大規模事業所に指定された。これを受け、同年12月より、自家発電機の使用（A重油の使用）を休止するとともに、省燃費化重機の導入等を図りCO₂排出量を削減させた。その結果、平成28年6月21日付けで特定地球温暖化対策事業所の指定を解除されたが、引き続きCO₂排出量の削減に努めている。</p> <p>本事業の実施による着手20年後のCO₂排出量は、年間生産量が現況と変わらないことから、当該事業所の実績からは3,513 (t-CO₂/年) を下回ると予測される。以上から、評価の指標を満足するものと評価する。</p>

●東京都告示第千二百十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所並びに同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十九年八月一日

東京都知事 小池 百合子

一 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所

名 称	所 在 地	認定期間
日本大学病院	千代田区神田駿河台一丁目六番	平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日まで
公益財団法人佐々木研究所附属香雲堂病院	同 所八番地	同右
東京都済生会中央病院	港区三田一丁目四番十七号	同右
公益財団法人心臓血管研究所附属病院	同区西麻布三丁目二番十九号	同右
北里大学北里研究所病院	同区白金五丁目九番一号	同右
医療法人社団仁圭会林外科病院	新宿区大京町二十七番地	同右
順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷三丁目一番三号	同右
浅草寺病院	台東区浅草二丁目三十番十七号	同右

医療法人財団正明会山田記念病院	墨田区石原二丁目二十番一号	同右
独立行政法人地域医療機能推進機構東京城東病院	江東区亀戸九丁目十三番一号	同右
昭和大学江東豊洲病院	同 区豊洲五丁目一番三十八号	同右
医療法人社団おきの会旗の台脳神経外科病院	品川区旗の台五丁目十七番十六号	同右
公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀六丁目二十五番一号	同右
医療法人財団健貢会総合東京病院	中野区江古田三丁目十五番二号	同右
社会医療法人社団健友会中野共立病院	同 区中野五丁目十四番七号	同右
立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田二丁目二十五番一号	同右
一般社団法人衛生文化協会城西病院	同 区上荻二丁目四十二番十一号	同右
医療法人社団愛語会要町病院	豊島区要町一丁目十一番十三号	同右
医療法人社団仁泉会としま昭和病院	同 区南長崎五丁目十七番九号	同右
医療法人社団正風会小林病院	板橋区成増三丁目十番八号	同右
順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台三丁目一番十号	同右
特定医療法人社団潤恵会敬仁病院	足立区新田二丁目十八番六号	同右
医療法人社団忠医会大高病院	同 区島根三丁目十七番八号	同右
医療法人社団直和	葛飾区立石五丁目一	同右

会平成立石病院	番九号	同右
医療法人社団津端会京葉病院	江戸川区松江二丁目四十三番十二号	同右
医療法人社団葛西中央病院	同 区船堀七丁目十番三号	同右
日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院	同 区臨海町一丁目四番二号	同右
医療法人社団親和会野猿峠脳神経外科病院	八王子市下柚木千九百七十四番地一	同右
東海大学医学部付属八王子病院	同 市石川町千八百三十八番地	同右
医療法人社団創生会町田病院	町田市木曾東四丁目二十一番四十三号	同右
社会医療法人社団正志会南町田病院	同 市鶴間四丁目四番一号	同右
医療法人社団三医會鶴川記念病院	同 市三輪町千五百九番地一	同右
日野市立病院	日野市多摩平四丁目三番地の一	同右
公益財団法人東京都保健医療公社多摩南部地域病院	多摩市中沢二丁目一番地二	同右
社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会昭島病院	昭島市中神町千二百六十番地	同右
医療法人社団潮友会うしお病院	同 市武蔵野二丁目七番十二号	同右
国立さくら病院	国立市東一丁目十九番十号	同右
武蔵村山病院	武蔵村山市榎一丁目一番地の五	同右
医療法人社団大日	小金井市本町一丁目	同右

会小金井太陽病院 九番十七号	武蔵野市吉祥寺南町 三丁目十四番四号	同右	
医療法人社団啓仁 会吉祥寺南病院	小平市花小金井八丁 目一番一号	同右	
公立昭和病院	東村山市青葉町一丁 目七番地一	同右	
公益財団法人東京 都保健医療公社多 摩北部医療センタ	同 市諏訪町三丁 目六番地一	同右	
公益財団法人結核 予防会新山手病院	大島町元町三丁目二 番九号	同右	
大島医療センター	同 撤回年月日		
二 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院	東京都済生会中央 病院	港区三田一丁目四番 十七号	平成二十九 年七月三十一日
	医療法人財団健貢 会総合東京病院	中野区江古田三丁目 十五番二号	同右
	大高病院	足立区島根三丁目十 七番八号	同右

●東京都告示第千二百五十五号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年八月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名 株式会社テクノプロパティ

称

(二) 氏名(法人 辻 祐一
の場合)は代
表者氏名)

(三) 主たる営業 千代田区麴町三丁目五番十七号 晴花
所の所在地 ビル4F

(四) 登録番号 東京都知事(4)第三一〇七九号

(五) 登録年月日 平成二十九年六月十六日

二 処分年月日 平成二十九年六月三十日

三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務
及び訴訟又は調停に應ずる業務を除
く。)を停止する。

四 業務停止期間 平成二十九年七月七日から同年八月十
五日まで(四十日間)

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十九年八月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

日野市旭が丘五丁目十一番一
の一部 立川市高松町三丁目二十九
番十七号
三緯地所株式会社
代表取締役 鈴木 等

武蔵村山市中藤五丁目八番一
武蔵村山市中藤五丁目五十

及び同番二

番地の三

江郷 茂男

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十九年八月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

あきる野市秋留四丁目一番十
七及び同番三十八から同番四
十一まで 株式会社アイ・シー・エス
代表取締役 井草 誠

あきる野市野辺字川原千二百
五十五番四及び同番八から同
番十二まで 株式会社キョーワハウス
代表取締役 小松 茂

あきる野市雨間字西郷七百三
十六番一の一部、七百四十一
番一、同番二の一部及び同番
三 あきる野市雨間三百九十九
番地 橋本美恵子

青梅市梅郷六丁目千四百三十
二番一 武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

東京消防庁許可等事務の標準処理期間に関
する規程の公告について

東京消防庁許可等事務の標準処理期間に関する規程
(平成六年九月三十日付公告)の一部を改正したので、次

のとおり公告する。

平成二十九年八月一日

東京消防庁

消防総監 村上 研一

東京消防庁許認可等事務の標準処理期間に関する規程

平成 6 年 9 月 3 0 日	東京消防庁訓令第 3 0 号
平成 7 年 3 月 3 0 日	訓令第 1 5 号
改正	平成 8 年 3 月 2 9 日 訓令第 5 号
	平成 9 年 7 月 1 0 日 訓令第 3 1 号
	平成 1 9 年 9 月 2 6 日 訓令第 1 0 号
	平成 2 4 年 7 月 1 7 日 訓令第 2 9 号
	平成 2 5 年 3 月 8 日 訓令第 1 3 号
	平成 2 9 年 7 月 2 5 日 訓令第 1 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、東京消防庁の所管する許認可等事務の標準処理期間を定め、行政手続の公正の確保及び透明性の向上を図り、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することにより、都民の利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 許認可等事務 申請（法令及び条例等に基づき、知事（東京消防庁が所管する場合に限る。以下同じ。））、消防総監又は消防署長の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であつて、当該行為に対して知事、消防総監又は消防署長が諾否の応答をすべきこととされているもの）に基づいて処理する事務をいう。

(2) 処理機関 許認可等事務に係る申請に対する処分を行う本庁及び消防署をいう。

(3) 標準処理期間 許認可等事務の処理に通常要する期間をいう。

(4) 経由機関 申請の提出先が、処理機関と異なる機関である場合の当該機関をいう。

(5) 経由日数 申請が経由機関に到達してから、処理機関に到達するまでに通常要する日数をいう。

(標準処理期間)

第 3 条 標準処理期間は、法令を根拠とする許認可等事務にあつては別表第 1 に、条例等を根拠とする許認可等事務にあつては別表第 2 にそれぞれ定めるとおりとする。

(標準処理期間の算定)

第4条 標準処理期間は、申請が処理機関(經由機関がある場合は当該機関)に到達した日から起算して処分をする日までの日数とする。

2 次の各号に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

(1) 東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条に定める休日の日数

(2) 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数

(処理機関の責務)

第5条 処理機関は、許認可等事務については、別表第1及び別表第2にそれぞれ定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。

2 処理機関は、許認可等事務の処理に際し、申請者の求めがあつたときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

別表第1 (第3条関係)

番号	事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間(日)	經由機関	經由日数(標準処理期間内の日数)	備考
1	警戒練通行証の貸与	消防法施行規則第48条第1項	総務部総務課	10	消防署	4	
2	行政財産の使用許可(公有財産管理運用委員会付議を要するもの)	地方自治法第238条の4第7項	総務部施設課	105	消防署	6	無償事業の場合の処理期間には40日。使用料評価に日数を要す。
3	行政財産の使用許可(財産運用部長協議を要するもの)	地方自治法第238条の4第7項	総務部施設課	95	消防署	6	無償事業の場合の処理期間には30日。使用料評価に日数を要す。
4	行政財産の使用許可(上記2及び3以外のもの)	地方自治法第238条の4第7項	総務部施設課(自動販売機は消防署)	85	消防署	6	無償事業の場合の処理期間には20日。使用料評価に日数を要す。
5	給付を受ける権利の裁定	恩給法第12条	人事部職員課	90			扶助料裁定で18歳以上の重度障害者の認定に日数を要す。
6	危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認	消防法第10条第1項	消防署	3			震災時等においては、速やかに承認する。
7	危険物施設の設置・変更許可	消防法第11条第1項	子防部危険物課	20	消防署	15	
8	危険物施設の設置・変更許可	消防法第11条第1項	消防署出張所	15			
9	危険物施設の設置・変更許可	消防法第11条第1項	子防部危険物課	20			島しょ地区

番号	事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間 (日)	經由機関	經由日数 (標準処理期間内の日数)	備考
10	危険物施設の完成検査	消防法第11条第5項	消防署出張所	3			
11	危険物施設の完成検査	消防法第11条第5項	消防署出張所	5			島しょ地区
12	危険物施設の仮使用承認	消防法第11条第5項	消防署出張所	3			
13	危険物施設の仮使用承認	消防法第11条第5項	消防署出張所	3			島しょ地区
14	危険物施設の完成検査前検査	消防法第11条の2第1項	消防署出張所	5			
15	危険物施設の完成検査前検査	消防法第11条の2第1項	消防署出張所	5			島しょ地区
16	予防規程の認可、変更認可	消防法第14条の2第1項	消防署	10			制定の場合は10日、変更の場合は5日
17	予防規程の認可、変更認可	消防法第14条の2第1項	消防署	10			島しょ地区。制定の場合は10日、変更の場合は5日
18	保安検査	消防法第14条の3	消防署	15			
19	保安検査	消防法第14条の3	消防署	15			島しょ地区
20	完成検査済証の再交付	危険物の規制に関する政令第8条第4項	消防署出張所	3			
21	完成検査済証の再交付	危険物の規制に関する政令第8条第4項	消防署出張所	3			島しょ地区

番号	事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間 (日)	經由機関	經由日数 (標準処理期間内の日数)	備考
22	保安検査時期の変更・延長	危険物の規制に関する政令第8条の4第2項	消防署	5			
23	保安検査時期の変更・延長	危険物の規制に関する政令第8条の4第2項	消防署出張所	10			島しょ地区
24	休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長	危険物の規制に関する規則第62条の5第3項	消防署	5			
25	休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長	危険物の規制に関する規則第62条の5第3項	消防署出張所	7			島しょ地区
26	休止中の地下貯蔵タンク又は二重設タンクの漏れ点検期間延長	危険物の規制に関する規則第62条の5第2項	消防署	5			
27	休止中の地下貯蔵タンク又は二重設タンクの漏れ点検期間延長	危険物の規制に関する規則第62条の5第2項	消防署出張所	7			島しょ地区
28	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長	危険物の規制に関する規則第62条の5第3項	消防署	5			
29	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長	危険物の規制に関する規則第62条の5第3項	消防署出張所	7			島しょ地区
30	防火対象物点検報告特例認定	消防法第8条の2の3第1項	消防署出張所	30			

番号	事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間(日)	経由機関	経由日数(標準処理期間内の日数)	備考
31	防災管理点検報告特例認定	消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第1項	消防署出張所	30			
32	危険物取扱者免状の交付	消防法第13条の2第3項	予防部防火管理課	14			
33	危険物取扱者免状の写真以外の書換え	危険物の規制に関する政令第34条	消防署出張所	1			
34	危険物取扱者免状の写真の書換え	危険物の規制に関する政令第34条	予防部防火管理課	20	消防署出張所	3	
35	危険物取扱者免状の再交付	危険物の規制に関する政令第35条第1項	予防部防火管理課	14	消防署出張所	3	
36	危険物取扱者保安講習	消防法第13条の23	消防署出張所	1			
37	消防設備士免状の交付	消防法第17条の7第1項	予防部防火管理課	14			
38	消防設備士免状の写真以外の書換え	消防法第36条の5	消防署出張所	1			
39	消防設備士免状の写真の書換え	消防法第36条の5	予防部防火管理課	20	消防署出張所	3	
40	消防設備士免状の再交付	消防法第36条の6第1項	予防部防火管理課	14	消防署出張所	3	
41	消防設備士講習	消防法第17条の10	消防署出張所	1			

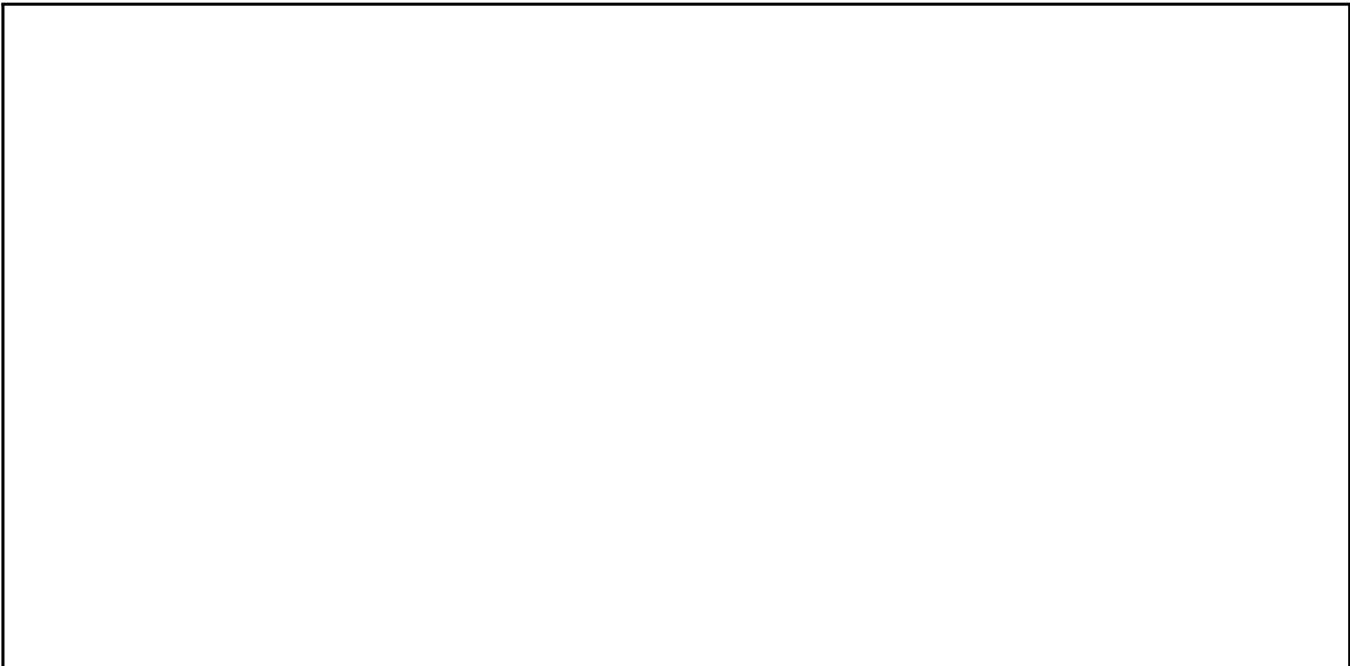
別表第2(第3条関係)

番号	事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間(日)	経由機関	経由日数(標準処理期間内の日数)	備考
1	公文書の開示請求	東京都情報公開条例第5条	本庁主管課	14	総務部総務課又は消防署	2	条例第12条で処理期間を規定(翌日から起算し、土・日を含む。)
2	保有個人情報の開示請求	東京都個人情報保護に関する条例第12条第1項	本庁主管課	14	総務部総務課又は消防署	2	条例第14条で処理期間を規定(翌日から起算し、土・日を含む。)
3	保有個人情報報告の訂正請求	東京都個人情報保護に関する条例第18条第1項	本庁主管課	30	総務部総務課又は消防署	2	条例第20条で処理期間を規定(翌日から起算し、土・日を含む。)
4	保有個人情報報告の利用停止請求	東京都個人情報保護に関する条例第21条の3第1項	本庁主管課	30	総務部総務課又は消防署	2	条例第21条の6で処理期間を規定(翌日から起算し、土・日を含む。)
5	保有特定個人情報報告の開示請求	東京都特定個人情報保護に関する条例第26条第1項	本庁主管課	14	総務部総務課又は消防署	2	条例第28条で処理期間を規定(翌日から起算し、土・日を含む。)
6	保有特定個人情報報告の訂正請求	東京都特定個人情報保護に関する条例第35条第1項	本庁主管課	30	総務部総務課又は消防署	2	条例第38条で処理期間を規定(翌日から起算し、土・日を含む。)
7	保有特定個人情報報告の利用停止請求	東京都特定個人情報保護に関する条例第41条第1項	本庁主管課	30	総務部総務課又は消防署	2	条例第44条で処理期間を規定(翌日から起算し、土・日を含む。)

番号	事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間 (日)	經由機関	經由日数 (標準処理期間内 の日数)	備考
8	給付を受ける権利の裁定	東京都恩給条例第11条	人事部職員課	90			扶助料裁定で18歳以上の重度障害者の認定に日数を要す。
9	給付を受ける権利の裁定	雇員の退職年金及び退職一時金等に関する条例第6条	人事部職員課	90			扶助料裁定で18歳以上の重度障害者の認定に日数を要す。
10	療養期間及び療養方法等の変更	特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則第5条第2項	消防部消防団課	7	消防署	4	
11	補償の請求	特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則第8条	消防部消防団課	25	消防署	4	
12	年金証書の再交付	特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則第23条第1項	消防部消防団課	7	消防署	3	
13	異動届	特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則第25条	消防部消防団課	7	消防署	3	

番号	事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間 (日)	經由機関	經由日数 (標準処理期間内 の日数)	備考
14	年金の支給停止等	特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則第26条第2項	消防部消防団課	7	消防署	3	
15	患者等搬送事業者の認定	救急業務等に関する条例第14条第2項	救急部救急指導課	14	消防署	10	
16	患者等搬送事業者等の変更	救急業務等に関する条例第18条	救急部救急指導課	14	消防署	10	
17	性能試験	火災予防条例第63条第2項	消防部消防課	40			
18	性能試験結果証明	火災予防条例第63条第2項	消防部消防課	3			
19	優良防火対象物認定	火災予防条例第55条の5の10第2項	消防部消防出張所	30			
20	認定優良防火対象物変更認定	火災予防条例第55条の5の13	消防部消防出張所	15			
21	防火安全技術講習を実施する機関の登録	火災予防条例第63条の2第3項	消防部消防課	65			
22	危険物施設の再交付	火災予防条例第3条の3第1項	消防部消防出張所	3			
23	危険物施設の新設の許可書の再交付	東京都危険物予防条例第13条第1項	消防部危険物課	3			島しょ地区

番号	事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間 (日)	経由機関	経由日数 (標準処理期間内の日数)	備考
24	クランク検査済証の再交付	火災予防施行規程第3条の3第1項	消防署出張所	3			
25	クランク検査済証の再交付	東京都危険物の規制に関する規則第14条	予防部危険物課	3			島しょ地区
26	禁止行為の解除承認	火災予防条例第23条第1項	消防署出張所	5			
27	自衛消防技術試験	火災予防条例第62条の4第1項	消防署出張所	1			
28	自衛消防技術認定証の交付	火災予防条例第62条の4第2項	予防部防火管理課	7			
29	自衛消防技術認定証の書換え	火災予防条例第62条の4第3項	予防部防火管理課	7	消防署出張所	3	
30	自衛消防技術認定証の再交付	火災予防条例第62条の4第4項	予防部防火管理課	7	消防署出張所	3	
31	直接通報の承認	火災予防条例第61条の2	消防署	16			
32	即時通報・緊急即時通報の承認	火災予防条例第61条の2	消防署	16			
33	即時通報等を行う者の登録・更新	自動通報等の承認に関する規程第6条第2項、第6項	予防部防火管理課	30			
34	防火管理技能講習を実施する機関の登録	火災予防条例第55条の3の5第2項	予防部防火管理課	65			



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001